永平寺キャンパス県大レストランの運営に係る委託契約書

公立大学法人福井県立大学（以下「甲」という。）は、　　（以下「乙」という。）と永平寺キャンパス県大レストラン（以下「レストラン」という。）の運営に関して次のとおり委託契約を締結する。

（総則）

第１条　甲は、甲の学生の福利厚生を増進する目的をもって、良質で低廉な飲食物を安全に提供するため、レストランの運営について、乙に委託するものとする。

(委託業務の実施方法)

第２条　乙は、前条の趣旨に沿うよう最善の努力を行い、「公立大学法人福井県立大学永平寺キャンパス県大レストラン業務委託公募型プロポーザル実施要領」に基づき、令和　年　月　　日付けで提出された企画提案書の内容の実現を図るものとする。

（契約金額）

第３条　契約金額は、年額金　　円（うち取引に係る消費税および地方消費税の額　金　　円）とする。

（内訳）月額　金　　円
（うち取引に係る消費税および地方消費税の額 金　　円）

（契約期間）

第４条　契約期間は、令和９年４月１日から令和１２年３月３１日までとする。

ただし、契約終了日の６か月前までに、甲または乙から、相手方に対して契約の更新を拒絶する旨の書面による申入れが行われなかった場合、本契約は従前と同一の条件で、１年間自動的に延長されるものとする。以降も同様とする。

（契約保証金）

第５条　金　　円

※ 契約保証金は、契約金額の１００分の１０以上。
※ 保険証券、保証証券が提供された場合は、保険または保証に付される金額を記載。
※ 福井県財務規則第１７２条各号の規定に該当する場合は、「免除」と記載。

（譲渡等の禁止）

第６条　乙は、県大レストランの運営の全部または一部を第三者に譲渡し、または請け負わせてはならないものとする。ただし、あらかじめ甲の書面による承認を得た場合は、この限りではない。

（実績報告および検査）

第７条　乙は、毎月の委託業務が終了したときは、速やかに仕様書に基づく報告書等を甲に

提出し、甲が命じた職員の検査を受けなければならない。
２　甲は、委託業務が仕様書に示すものに適合していないと認めるときは、期日を定めて業務の手直しをさせることができる。この場合の費用は、乙の負担とする。

（委託料の支払）
第８条　乙は、前条に規定する検査に合格した後、１か月ごとに委託料の支払を甲に請求するものとし、甲は、乙からの適法な請求書を受理した日の翌月の２５日までに委託料を支払うものとする。ただし、２５日が休日または国民の祝日の場合はその翌日とする。
２　甲の責めに帰すべき理由により、前項の支払期限までに委託料を支払わない場合は、乙は、甲に対して未受領金額につき、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和２４年法律第２５６号）第８条の規定により定められた割合で計算した金額を遅延利息として請求することができる。

（履行遅延）
第９条　甲は、乙がその責めに帰すべき事由により契約履行期限までにその義務を履行しないときは、遅延日数に応じ、福井県財務規則（昭和３９年規則第１１号）第１８０条で定める割合で計算した金額を遅延利息として徴収する。

（従業員）
第１０条　乙は、レストランの運営に必要かつ十分な従業員数を配置し、当該従業員のうち１名を現場でのリーダーおよび甲との連絡調整を担う現場責任者として任命し、その旨甲に届出を行わなければならない。また、当該現場責任者に変更があった場合も同様とする。

（安全衛生管理等）
第１１条　乙は、レストランに勤務する従業員の安全・健康管理、レストランの衛生管理等レストランの運営全般について、食品衛生法その他関係法令等を遵守して行わなければならない。
２　前項に定める従業員の健康管理については、次に掲げるとおりとする。
（１）労働安全衛生規則（平成２５年１月９日厚生労働省令第３号）に定める雇入時の健康診断および定期健康診断を実施すること。
（２）化膿性の創傷または伝染性の疾患のある者もしくはその疑いのある者を飲食物の取扱い作業に従事させないこと。
（３）従業員には常に清潔な被服を着用させ、作業の前後には必ず手指を消毒して、常に清潔に保たせること。
（４）厨房設備・備品、食器類は常に清潔に保ち、調理材料および飲食物は、防虫、防鼠等の措置を講じ、常に衛生的に保つこと。
（５）その他法令等に定める衛生管理に関する事項は遵守すること。
３　乙は、毎日の業務終了後に、レストランの防火・防犯上の点検を行い、必ず施錠して退出すること。
４　乙は、食中毒、伝染病その他健康上の被害を与えたときや火災等の災害または犯罪が発生したときは、甲にその状況等についてできるだけ速やかに報告すること。

（施設等の貸付け）

第１２条　甲は、レストランの運営に必要な施設、設備、備品等（以下「施設等」という。）を無償で乙に貸与するものとする。

２　前項の施設等のうち公立大学法人福井県立大学固定資産管理細則（細則第１９号）第４条第２号に定める固定資産等に該当するものについては、同細則第１８条の規定により甲の承認を得なければならない。

３　乙は、施設等を変更し、または新たに設備しようとするときは、あらかじめ文書で甲に申請し、その承諾を得なければならない。

４　甲は、必要なときは、施設等に関して随時に実地調査し、または乙に報告を求め、その使用について指示することができる。

（施設等の目的外使用の禁止）

第１３条　乙は、施設等を本契約に基づくレストランにおける飲食物の提供以外の目的（他の施設や第三者向けの弁当の調製、仕出し、出前、第三者への転貸又は使用許諾等を含む）に使用してはならない。ただし、甲からの依頼または指示に基づく場合は、この限りではない。

２　乙が前項に違反したとき、甲はこの契約を解除することができる。

（経費の負担）

第１４条　甲は、次に掲げる経費を負担するものとする。

（１）修繕費等　　施設等の修繕および保守点検に必要な経費。ただし、乙の責に帰すべき事由がある場合を除く。

（２）光熱水費　　レストラン運営にかかる電気、水道、ガス代

２　乙は、レストランの運営に必要な次に掲げる経費を負担するものとする。

（１）人件費　　調理等に従事する職員の給与、健康管理費、研修費等

（２）調理器具等　　レストランまたは厨房で使用する器具類（鍋、釜、食器、箸、スプーン等）

（３）食材料費　　料理の提供に要する材料費

（４）被服費　　調理等に従事する職員の作業着の購入費、クリーニング代等

（５）諸経費等　　消耗品費、通信費その他学食の運営に必要な諸経費および食品営業許可等の許認可に要する経費

（収入）

第１５条　レストランの運営上食事の提供による一切の収入は、乙に帰属する。

（営業日時）

第１６条　レストランの営業日および営業時間は次のとおりとする。ただし、甲乙の協議により、営業日および営業時間を変更することができる。

（１）営 業 日　　甲の指定する授業開講日の月～金曜日とし、夏季休業・冬季休業・春季

休業においても、大学が営業を要請する日（オープンキャンパス等）は営業を行うこと。

（２）営業時間　　１１：３０～１３：３０

（損害賠償）

第１７条　乙は、その責に帰すべき事由により、健康上の被害、災害の発生等による損害を与えたときは、当該被害者に対して損害を賠償するとともに、その後の運営に関して必要な措置を講じなければならない。

２　乙は、その責に帰すべき事由により、甲の施設等を滅失またはき損したときは、その損害を賠償し、または、現状に復さなければならない。

（契約の解除）

第１８条　甲は、この契約の有効期間中に、乙がこの契約に定める義務を履行しなかったときまたは次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができる。

（１）その責めに帰すべき理由によりこの契約に違反したとき。
（２）この契約を履行せず、または履行を継続することができないと認められるとき。
（３）誠実に業務を履行する意思がないと認められるとき。
（４）契約の履行につき、不正の行為をしたとき。
（５）契約の解除を申し出たとき。
（６）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員または同条第２号に規定する暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有していると認められるとき。

２　甲、乙いずれか一方が自己の都合により契約を解除しようとするときは、その３か月前に文書で申立てを行い、双方協議の上、この契約を解除することができる。

（損害賠償等の禁止）

第１９条　乙は、甲に対し、第１３条または前条の契約の解除による異議の申立て、営業権の補償等の損害賠償その他一切の請求を行使することができない。

（原状回復等）

第２０条　乙は、契約完了が満了したとき、または、第１３条または第１８条の規定によりこの契約が解除されたときは、甲の指示するところにより施設等を原状に復さなければならない。

（契約金額の変更）

第２１条　契約期間内において、市場価格に著しい変動があった場合、甲乙協議の上、契約金額の変更を行うことができるものとする。

（疑義等の決定）

第２２条　この契約に定めのない事項およびこの契約に関し疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

（紛争等の解決）
第２３条　この契約について訴訟等の生じたときは、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所を第１審の管轄裁判所とする。

上記契約の締結を証するため、本契約書を２通作成し、甲、乙双方が記名・押印の上、各自その１通を保有するものとする。

令和　　年　月　日

甲　福井県吉田郡永平寺町松岡兼定島４－１－１
公立大学法人福井県立大学
理事長 窪田　裕行

乙